

協議事項 2
(即付議議案第 97 号)

- 1 協議事項名 令和 3 年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱について
- 2 協議理由 令和 3 年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱の制定をする必要があるため
- 3 関係法令 教育公務員特例法第 11 条
徳島県公立学校教員の採用に関する規則

教職員課

令和3年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

令和3年度徳島県公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員採用候補者選考審査を次のとおり実施する。

1 募集対象

校種等及び職種	教科等		採用予定数
小学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語【2(注)4参照】	146名程度	
中学校教諭			
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、書道【2(注)3参照】、英語【2(注)4参照】、家庭、情報、農業、工業(機械、電気、建築・土木)、商業、水産、看護、福祉		53名程度
特別支援学校教諭 【2(注)1参照】	小学部	視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域	
	中・高等部	視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域	
小・中・高・特支養護教諭			7名程度
小・中学校栄養教諭			1名程度
身体に障がいのある者を対象とした選考	すべての校種等及び職種並びに教科等		5名程度

- (注) 1 日本国籍を有しない者を任用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とする。
 2 高等学校教諭「理科」「工業」については、それぞれ()に示した区分ごとに募集する。
 3 身体に障がいのある者を対象とした選考の採用予定数は、他の校種等及び職種の採用予定数には含まず、選考を別枠で実施する。

2 出願資格

次の(1)～(4)の選考区分ごとに掲げる条件に該当する者で、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当しない者であり、かつ、出願する校種等及び職種並びに教科等に相当する教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに当該普通免許状を取得見込みの者。

ただし、(2)特別選考のうち②に該当する者にあっては、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願できる。

(注) 1 特別支援学校教諭については、各相当領域の免許状に加え、小学部にあっては小学校教諭の免許状を、中・高等部にあっては中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状を有する者(取得見込みの者を含む)に限り出願できる。中・高等部の募集教科等については、中学校教諭、高等学校教諭に準ずる。

2 高等学校教諭「社会」の免許状を有する者は、「地理歴史」又は「公民」のいずれか一つに限り出願できる。

3 高等学校教諭「書道」については、「書道」に加え、「国語」の免許状を有する者に限り出願できる。

4 中学校教諭「英語」及び高等学校教諭「英語」については、「英語」の免許状に加え、英検準1級などのCEFR B2相当以上の資格を有する者に限り出願できる。

なお、英語に関する資格については、別紙「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省(平成30年3月)を参照のこと。

(1) 一般選考

昭和46年4月2日以降に生まれた者

(2) 特別選考

①社会人を対象とした選考(以下「特別選考①」という)

昭和46年4月2日以降に生まれた者であって、民間企業等で、令和3年3月末現在、通算して3年以上、正規社員として勤務し、その勤務経験により、出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を有する者。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

②特別免許状授与を前提とした社会人選考(以下「特別選考②」という)

教員免許状を有しない者であって、①に該当し、高等学校教諭「英語」「家庭」「情報」「農業」「工業」「商業」「水産」「看護」「福祉」、又は中学校教諭「英語」に出願する者のうち、特別免許状の取得条件(下記参照)を満たす者。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

ただし、「家庭」については「管理栄養士免許証」を有する者、「福祉」については「介護福祉士登録証」を有する者を対象とする。

特別免許状制度は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられた制度であり、特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有することとなっている。

この教育職員検定の実施については、教育職員免許法第5条第3項によるものとする。

③本県での教職経験を有する者を対象とした選考(以下「特別選考③」という)

昭和36年4月2日以降に生まれた者であって、過去に、本県に所在する公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にあった者。

ア 介護、育児、家族の転勤等による転居を理由に退職した者については、第1次審査を免除する。

イ ア以外の者については、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

④現職教員を対象とした選考(以下「特別選考④」という)

昭和36年4月2日以降に生まれた者であって、現に、他の都道府県に所在する国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校に在職し、令和3年3月末現在、2年以上の実勤務のある教員(臨時的任用に係る者を除く)。

ア 昭和56年4月2日～平成2年4月1日の間に生まれた者については、第1次審査を免除する。

イ ア以外の者については、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

⑤スポーツ特別選考(以下「特別選考⑤」という)

昭和46年4月2日以降に生まれた者であって、中学校教諭又は高等学校教諭の「保健体育」に出願する者のうち、次のア又はイの要件を満たす者。アの要件を満たす者については、第1次審査を免除する。イの要件を満たす者については、第1次審査の筆記審査(専門)を免除する。

ア 高等学校卒業後、平成27年4月1日以降に、国際レベルの大会(オリンピック大会・アジア大会・世界選手権大会等)において日本代表として出場、又は日本選手権大会やこれに準ずる全国レベルの大会において優勝又は準優勝した者で、今後も現役選手として活躍できる者。

ただし、学生大会やジュニア選手権大会等、参加年齢制限を加えた大会を除く。また、団体種目の場合は、その大会に選手として登録されていた者とする。

イ 高等学校卒業後、日本選手権大会又はこれに準ずる全国レベルの大会において、

(個人種目) 8位以内に入賞した者

(団体種目) 4位以内で、かつ、その大会に選手として登録されていた者

⑥臨時教員に係る特別選考(以下「特別選考⑥」という)

昭和46年4月2日以降に生まれた者であって、過去4年間(平成28年度～平成31(令和元)年度)に24月以上、本県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の臨時教員等としての勤務経験を有する者。該当者は、第1次審査の筆記審査(教養)を免除する。

⑦前年度の選考審査結果による特別選考(以下「特別選考⑦」という)

小学校教諭及び小・中・高・特支養護教諭に出願する者のうち、平成32(令和2)年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の第2次審査結果通知において、特別選考⑦該当として通知を受けた者。該当者が平成32(令和2)年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査と同一の校種及び職種を受審する場合、第1次審査を免除する。

⑧大学・大学院推薦による特別選考(以下「特別選考⑧」という)

高等学校教諭「情報」「水産」「福祉」に出願する者のうち、大学・大学院の推薦を受けた者。該当者は、第1次審査を免除する。

(3) 採用候補者名簿(B)に登載された者を対象とした選考

平成32(令和2)年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査において採用候補者名簿(B)に登載された者。該当者は、登載教科等を受審する場合において第1次審査を免除する。

(4) 身体に障がいのある者を対象とした選考

昭和46年4月2日以降に生まれた者であって、「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者。

なお、出願資格は上記(1)～(3)に準ずる。ただし、審査実施の際に障がいの種類・程度に応じた配慮を行うとともに、選考を別枠で実施する。

3 加点申請制度((1)～(8)の申請については、5(2)③を参照のこと)

	加 点 要 件	点 数	
(1)	中学校教諭「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」に出願する者で、出願教科以外の中学校教諭免許状を有する者には、第1次審査の総合点に加点する。	3 0 点 1 5 点	2 教科以上 1 教科
(2)	高等学校教諭(「情報」を除く)に出願する者で、高等学校教諭「情報」の免許状を有する者には、第1次審査の総合点に加点する。	1 5 点	
(3)	高等学校教諭「地理歴史」又は「公民」に出願する者で、高等学校教諭「地理歴史」と「公民」の両方の免許状を有する者には、第1次審査の総合点に加点する。	1 5 点	
(4)	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭に出願する者で、司書教諭の資格を有する者又は取得見込の者には、第1次審査の総合点に加点する。 ※司書教諭の資格を有する者とは、文部科学省が交付する「司書教諭講習修了証書」を有する者とする。 ※司書教諭の資格を取得見込の者とは、司書教諭の資格取得に必要な単位を修得し、文部科学省に「司書教諭講習修了証書」を申請中の者とする。	1 0 点	
(5)	小学校教諭に出願する者で、文部科学省が示す「一定の英語力」(次の①～④)を有する者には、第1次審査の総合点に加点するとともに、第2次審査の実技審査を免除する。 ①中学校又は高等学校外国語(英語)の免許状を有する者 ②2年以上のALT(外国語指導助手)の経験者 ③英検準1級などのCEFR B2相当以上の英語力を有する者 ④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 英語に関する資格については、別紙「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省(平成30年3月)を参照のこと。	3 0 点	
(6)	中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」に出願する者で、英検1級などのCEFR C1相当の資格を有する者には第1次審査の総合点に加点する。 英語に関する資格については、別紙「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省(平成30年3月)を参照のこと。	1 5 点	
(7)	高等学校教諭「家庭」に出願する者で、高等学校教諭「福祉」の免許状、「調理師免許証」「管理栄養士免許証」「介護福祉士登録証」を有する者には、免許等の所有数に応じて第1次審査の総合点に加点する。	6 0 点 3 0 点	2つ以上 1つ
(8)	高等学校教諭「福祉」に出願する者で、「介護福祉士登録証」を有する者には第1次審査の総合点に加点する。	3 0 点	

※上記(1)～(8)の複数項目に該当する場合、加点に上限を設ける。

- ・(7)を含んで複数項目に該当…上限60点または30点
- ・(7)を含まず複数項目に該当…上限30点

4 採用候補者の名簿登載期間更新制度

国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、令和3年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭)において採用候補者名簿(A)に登載された場合、名簿登載期間の更新申請を行うことにより、名簿登載の有効期間をさらに1年間延長することとする。

なお、本制度を希望する者は、次の①及び②の手続きを行わなければならない。

①第1次審査の合格者に送付される希望調査により、希望する旨を事前に申し出ること。

②採用候補者名簿(A)に登載された後、指定する日までに正式な申請手続きを行うこと。

- (注) 1 大学院とは、標準修業年限2年以下の修士課程(博士課程前期を含む)及び専門職学位課程(3年間の長期履修学生制度を含む)とする。ただし、専ら夜間において教育を行う課程や通信教育を行う課程は除く。
- 2 任用にあたっては、出願している校種・教科等に関する専修免許状の取得、又は大学院修了を条件とする。
- 3 名簿登載期間更新の可否については、個人面接の上で決定する。
- 4 更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とする。ただし、長期履修学生制度については、進学予定者は3回まで、在籍者は2回までとする。

5 出願手続

(1) 受付

①出願期間

○郵送による出願

令和2年5月11日(月)～令和2年5月25日(月)

○インターネットによる出願

令和2年5月11日(月)午前10時～令和2年5月22日(金)午後5時

②出願方法

○郵送による出願

書留にて郵送のこと。令和2年5月25日(月)までの消印のあるものに限る。

出願先 〒770-8570 徳島市万代町1-1 徳島県教育委員会教職員課

封筒の表面に校種等及び職種、出願教科等を朱書きすること。なお、持参による出願は受け付けない。

○インターネットによる出願

一般選考(加点申請者を除く)に限り、徳島県ホームページ(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)のトップページ下部「オンライン行政サービス」より出願できる。郵送による出願よりも期間が短くなっているので注意すること。

(2) 出願書類

① 選考区分に応じて、次のア～サの内、該当する書類を郵送により提出すること。

選考区分	提出する書類
一般選考及び採用候補者名簿(B)に登載された者を対象とした選考	ア, イ, ウ
特別選考①及び特別選考②	ア, イ, ウ, エ, オ, カ
特別選考③ア	ア, イ, ウ, エ, キ
特別選考③イ及び特別選考④	ア, イ, ウ, エ
特別選考⑤	ア, イ, ウ, エ, ク
特別選考⑥	ア, イ, ウ, エ, ケ
特別選考⑦	ア, イ, ウ
特別選考⑧	ア, イ, ウ, ヲ
身体に障がいのある者を対象とした選考	ア, イ, ウ, エ, サ

ア 「志願書」(所定のものに写真を貼付すること)

イ 第1次審査結果通知用封筒(長形3号、12cm×23.5cm)(宛名に受審者の住所及び氏名を記入し、404円切手を貼付すること)

ウ 「受審票」(所定のものに63円切手を貼付すること)

エ 「整理票」(所定の様式に必要事項を記入すること)

オ 勤務経験等により得た専門的な知識又は技能を、どのように学校教育に生かしていくのか、その具体的方法や決意を記した作文(様式は自由でA4判1枚、1200字以内。校種、氏名を明記すること)

カ 正規社員としての勤務歴が証明できるもの、及び勤務経験により出願する教科等に関する専門的な知識又は技能を修得したことの証明できるもの。例えば、勤務先の所属長等による推薦書、取得している資格、勤務に関連して執筆し学術雑誌等に掲載した論文など。

キ 介護、育児、家族の転勤等による転居を理由に退職した者については、退職理由についての申告書(別紙様式)

- ク 実績等の概要及び現在の活動状況をまとめたもの(様式は自由でA4判1枚。校種、氏名を明記すること)と大会要項、実績を証明できるもの。実績を証明できるものとは、例えば、表彰状、新聞記事等の写しなど。
- ケ 「臨時教員の勤務歴等に係る証明書(国・市町村、私立学校の発令がある場合)」、「臨時教員の勤務歴等に係る申立書」(様式は別紙参照)
- コ 大学・大学院の推薦書及び成績表(別紙様式)
- サ 「身体障害者手帳」の写し
- ② 中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」に出願する者は、英検準1級などのCEFR B2相当以上の資格を有することを証明する書類の写しを添付するとともに、原本を7月18日(土)の第1次審査時に持参すること。なお、英語に関する資格については、別紙「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」文部科学省(平成30年3月)を参照のこと。
- ③ 加点申請(上記③参照)をする者は、志願書の加点申請の欄に当該資格名及び得点や級を記入し、資格取得を証明する書類や免許状の写しを添付すること。加えて、その原本を7月18日(土)の第1次審査時に持参すること。なお、出願期間以降に資格や免許状を取得する予定の者は、加点申請の欄に△を記入(記入例参照)した上で、7月27日(月)までに、その原本を徳島県教育委員会教職員課に提示すれば、加点申請者とみなす。

6 出願上の注意

- (1) 各校種等及び職種並びに教科等のいずれか一つに限り出願できる。
なお、小・中・高・特支養護教諭の受審者は、あらかじめ採用志願書及び整理票、受審票の所定の欄に、希望する校種の順位を必ず記入すること。
ただし、小・中・高・特支養護教諭の合格者の採用時の校種は、その採用の日までに徳島県教育委員会において決定する。
- (2) 一般選考、特別選考①～⑧、採用候補者名簿(B)に登載された者を対象とした選考は、そのいずれか一つに限り出願できる。なお、特別選考の資格を有していても、一般選考に出願することはできる。
- (3) 書類不備のものは受理しない。
- (4) 受理した書類は返却しない。
- (5) 受理後の志願変更是認めない。
- (6) 特別選考については、要件を満たさない場合は、一般選考や他の特別選考として受理することがある。

7 第1次審査

(1) 日程・実施内容・会場等

月 日	時 間	実施内容・会場等		
		一般選考受審者	特別選考受審者	
			①②③イ④イ⑥	⑤イ
7月18日(土)	8:30～ 9:00	【受付】 ○小学校教諭、中学校教諭、小・中学校栄養教諭 <u>城南高校 (徳島市城南町2-2-88)</u> ○高等学校教諭、特別支援学校教諭、小・中・高・特支養護教諭 <u>城東高校 (徳島市中徳島町1-5)</u>	※会場は一般選考受審者と同じ	※会場は一般選考受審者と同じ
	9:00～ 9:15	【諸注意等】	※左記の一般選考受審者の午前日程と同じ	【受付】 10:30～10:50 【諸注意等】 10:50～11:00
	9:15～10:45	【筆記審査(専門)】(注)2, 3, 4, 5参照 ※教科等の専門的知識及び能力について審査		
	11:20～12:20	【筆記審査(教養)】 ※教育公務員として必要な教養及び知識について審査		【筆記審査(教養)】
	13:40～18:00	【集団面接審査(音楽、美術、書道、保健体育受審者)】 ○中学校教諭(音楽、美術、保健体育) <u>城南高校 (徳島市城南町2-2-88)</u> ○高等学校教諭(音楽、美術、書道、保健体育) <u>城東高校 (徳島市中徳島町1-5)</u>		
7月19日(日)	9:30～17:00	【実技審査(音楽、美術、書道)】 ○中学校教諭(音楽、美術)、高等学校教諭(音楽、美術、書道) <u>徳島県立総合教育センター (板野郡板野町犬伏字東谷1-7)</u>		
	13:00～17:00	【実技審査(体育)】 ○中学校教諭(保健体育)、高等学校教諭(保健体育) <u>城ノ内高校 (徳島市北田官1丁目9-30)</u>		
7月19日(日) 7月23日(木) 20日を除く	9:00～18:00	【集団面接審査】※別に指定する日時に行う。音楽、美術、書道、保健体育受審者を除く。 ○小学校教諭、中学校教諭、小・中・高・特支養護教諭、小・中学校栄養教諭 19日： <u>城南高校 (徳島市城南町2-2-88)</u> 21～23日 <u>鳴門教育大学附属小学校 (徳島市南前川町1-1)</u> ○高等学校教諭、特別支援学校教諭 <u>徳島科学技術高校 (徳島市北矢三町2-1-1)</u>		

- (注) 1 7月19日以降の日程等については、7月18日の筆記審査当日に連絡する。
- 2 特別支援学校教諭の筆記審査(専門)は、出願する領域(視覚障がい領域、聴覚障がい領域、知的障がい・肢体不自由・病弱領域)の教育に関する専門的知識、及び、出願する校種・教科等の専門的知識について出題する。
- 3 高等学校教諭「地理歴史」の筆記審査(専門)は、「世界史」、「日本史」及び「地理」の専門的知識について出題する。
- 4 高等学校教諭「書道」の筆記審査(専門)は、「書道」及び「国語」(漢文を除く)の専門的知識について出題する。
- 5 受付終了時刻に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

(2) 第1次審査の配点

実施内容		一般選考		特別選考	
		実技審査のある 校種・教科等	実技審査のない 校種・教科等	①②③イ④イ⑥	⑤イ
筆記審査	教養	120点	120点		120点
	専門	200点	300点	280点	420点
実技審査		100点		140点	300点
集団面接		100点	100点	100点	100点
一次審査合計		520点			

8 第1次審査の結果

令和2年8月7日(金)午後2時に、第1次審査の合格者の受審番号を県庁西側の掲示板に発表するとともに、徳島県ホームページに掲載する。また、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。

なお、第1次審査の合格者は、後日指定する日までに、成績証明書を提出すること。

9 第2次審査 ※第1次審査に合格した者、及び、第1次審査を免除された者について実施する。

(1) 日程・実施内容・会場等

①小学校教諭、中学校教諭、小・中・高・特支養護教諭、小・中学校栄養教諭受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
8月15日(土)	9:00~10:40	【論文審査】(小学校教諭、中学校教諭、小・中・高・特支養護教諭、小・中学校栄養教諭) ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1)
	11:00~16:30	【実技審査(水泳)(英語)(音楽又は体育)】(小学校教諭) ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1)
8月16日(日) ?	9:00~18:00	【模擬授業】(養護教諭・栄養教諭を除く) ※別に指定する日時に行う。 【個人面接審査】 ※別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 ○鳴門教育大学附属小学校(徳島市南前川町1-1)
8月24日(月)		

- (注) 1 小学校教諭の実技審査のうち、「音楽」と「体育」は、いずれか一方を選択する。なお、選択教科の変更は原則として認めない。ただし、変更しなければならない特別な理由がある場合はこの限りではない。
- 2 受付終了時刻(第1次審査合格者及び免除者に後日送付の日程による)に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

②高等学校教諭、特別支援学校教諭受審者

月 日	時 間	実 施 内 容 ・ 会 場 等
8月15日(土)	9:30~11:10	【論文審査】 ○徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)
8月16日(日) ? 8月23日(日) 19・20・21日を除く	9:00~18:00	【模擬授業】 ※別に指定する日時に行う。(注)1,2参照 【個人面接審査】 ※別に指定する日時に模擬授業に引き続き行う。 ○徳島県立総合教育センター(板野郡板野町犬伏字東谷1-7)

- (注) 1 高等学校教諭「書道」の模擬授業は、「書道」について実施する。
- 2 受付終了時刻(第1次審査合格者及び免除者に後日送付の日程による)に20分以上遅刻した者は、受審を認めない。

(2) 第2次審査の配点

実施内容	小学校教諭	中・高・特別支援学校教諭	養護教諭・栄養教諭
論文	100点	100点	100点
模擬授業・場面指導	100点	100点	100点
個人面接	250点	250点	250点
実技審査	100点 〔水泳 20点 選択(体育・音楽) 40点 英語 40点〕		
二次審査合計	550点		450点

10 採用候補者の決定

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿(A)(令和3年4月1日に採用予定の者)又は(B)(欠員状況等により採用予定の者)に登載し、令和2年9月25日(金)午後2時に、採用候補者の受審番号を県庁西側の掲示板に発表するとともに、徳島県ホームページに掲載する。また、同日、第2次審査受審者全員に審査結果を文書で通知する。

採用については、採用候補者名簿の中から必要に応じて決定する。

11 審査結果の開示

第1次審査及び第2次審査の不合格者は、それぞれの審査結果について、口頭による開示請求を行うことができる。開示請求は、本人に限る。

(1) 開示の内容

第1次審査又は第2次審査の科目別得点、総合得点及び総合順位

(2) 受付期間・受付時間

第1次審査：令和2年8月10日(月)から令和2年9月9日(水)まで

第2次審査：令和2年9月28日(月)から令和2年10月27日(火)まで

ただし、期間中の土・日曜日、祝日を除き、毎日午前9時から正午まで、及び、午後1時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

徳島県教育委員会教職員課(県庁9階)

(4) 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類(運転免許証、学生証、旅券等)

12 予告

(1) 令和4年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査(令和3年度実施)から、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の出願者で、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの普通免許状を有する者には、第1次審査の総合点に加点する予定である。

13 その他

- (1) 令和3年4月1日時点で当該免許状を有していない場合は採用しない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合や教員としてふさわしくない事実が判明した場合は、名簿登載を取消し、採用しないことがある。
- (3) 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談すること。
- (4) 採用候補者選考審査中の負傷や疾病等については、応急処置は行うが、原則として受審者の自己責任で対応すること。
- (5) 自然災害等により審査の実施が困難な場合は日程等を変更することがある。なお、日程等を変更する場合は、徳島県ホームページを通じて連絡する。
- (6) この選考審査についての情報は、徳島県ホームページに掲載するが、さらに不明な点がある場合は、次の区分に従って、徳島県教育委員会教職員課に問い合わせること。

◇小学校教諭、中学校教諭、小・中・高・特支養護教諭、小・中学校栄養教諭 088-621-3129

◇高等学校教諭、特別支援学校教諭 088-621-3130

別紙

各資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省（平成30年3月）

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級		GTEC Advanced Basic Core CBT		IELTS		TEAP CBT		TOEFL iBT		TOEIC L&R/ TOEIC S&W	
		(230)	(210)	各級CEFR 算出範囲	(3299)	1400 1350	(1400)	9.0 8.5	8.0 7.0	400 375	800	120 95	1990 1845
C2	230 200	(230)	(210)	C2 Proficiency (180)	3299 2600	2630 1級	1400 1350	(1400)	8.0 7.0	400 375	800	120 95	1990 1845
C1	199 180	(190)	(180)	C1 Advanced (160)	2599 2300	2304 1級	1349 1190	(1280)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72	1840 1560
B2	179 160	(170)	(160)	B2 First / for Schools (140)	2299 1950	1980 2級	1189 960	(1080)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42	1555 1150
B1	159 140	(150)	(140)	B1 Preliminary / for Schools (120)	1949 1700	1728 2級	959 690	(840)	4.0	224 135	415 235	1145 625	
A2	139 120	(130)	(120)	A2 Key / for Schools (100)	1699 1400	1456 3級	689 270	(1699)	3.0	(270)			620 320
A1	119 100	(110)	(100)	各試験CEFR 算出範囲									

■は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ TOEIC L&R / TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。

※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

